

保育施設のLED照明への更新に関する サウンディング型市場調査 実施要領

取手市では、市有施設の LED 照明への更新を推進しています。

令和 5 年度に実施したサウンディング型市場調査の結果をもとに、施設グループごとに更新を行っていくこととし LED 化を進めています。今回、保育施設の LED 照明への更新にあたり事業方法のご意見をいただくため、あらためてサウンディング(対話)を実施します。

1. サウンディング(対話)の概要及び申込方法

サウンディングの実施方法

日 時	令和7年11月5日(水)～11月21日(金) (土曜・日曜・祝日及び11月11日、12日を除く) 10時～17時(終了時刻)
会 場	取手市役所新庁舎こども部保育課へお越しください。 その後、会場へご案内いたします。
対象者	本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ
実施方法	直接対話(1 グループあたり 1 時間程度)

※アイデア及びノウハウの保護のため対話は個別に実施します。

※希望により、オンライン(Zoom を予定)での対話も可能です。

図面確認

図面の確認を希望する場合は、保育課施設係へお問合せください。

サウンディング参加申込

参加申込書を記入し、令和7年10月24日午後5時までにメールにて送付してください。

申込先:kosodate@city.toride.ibaraki.jp

本調査のスケジュール

実施要領及び参考資料の公表	令和7年9月10日
現地見学申込書の受付	令和7年10月1日まで
図面確認及び質疑の受付	令和7年10月24日まで
参加申込書の提出受付	令和7年10月24日まで
対話(ヒアリング)日程	令和7年11月5日から11月21日 (土曜・日曜・祝日及び11月11日、12日 を除く)
本調査結果の公表	令和7年12月

2. 対象施設の基本情報

対象：保育施設 3 施設に設置された照明器具および関連機器

(白山保育所(白山地域子育て支援センターを含む)、永山保育所、久賀保育所)

なお、対象に記載していない器具でも、広く提案を受け付けいたします。

3. 取手市の考え方

現時点での市の考え方は以下のとおりです。これらを踏まえて、ご意見・ご提案をいただきたいと考えています。

① 早期の実現

令和 2 年に「ゼロカーボンシティ宣言」「気候非常事態宣言」を表明し、2050 年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指しています。また、水銀灯、蛍光灯の生産終了を踏まえ、早期に実施できることが望ましいと考えています。

② 財政負担の軽減

事業の実施にあたっては、財政負担を軽減できる手法や、負担が平準化出来る手法を検討しています。また、対象施設は、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業を実施しているため、当該事業を実施している部分については、次世代育成支援対策施設整備交付金などの活用が考えられます。交付金や補助金の活用に加えて、その他のメリットが見込める手法による事業実施も検討します。

③ 対象施設

公立4保育所のうち、白山保育所(白山地域子育て支援センターを含む)、永山保育所、久賀保育所の3施設は、LED 化を行っておらず、照明設備の更新が必要です。うち、永山保育所、久賀保育所は、照明の更新に加えて、外壁・屋根の老朽化、空調設備の更新について課題があり、中規模改修工事の実施についても検討を進めています。

このことから、照明改修にあたっては、「永山保育所、久賀保育所については、施設毎の中規模改修工事に含めて実施」するか、「保育施設3施設をまとめて照明改修事業として実施」するか、ご意見をもとに検討したいと考えています。

④ 改修工事の種類

一般社団法人日本照明工業会が推奨する器具交換を基本とします。

ただし、器具交換では大幅にコスト増となるものや、照明器具の寿命を迎える前に建物の耐用年数を迎えてしまう施設については管交換もしくは、改修を実施しないことも検討しています。

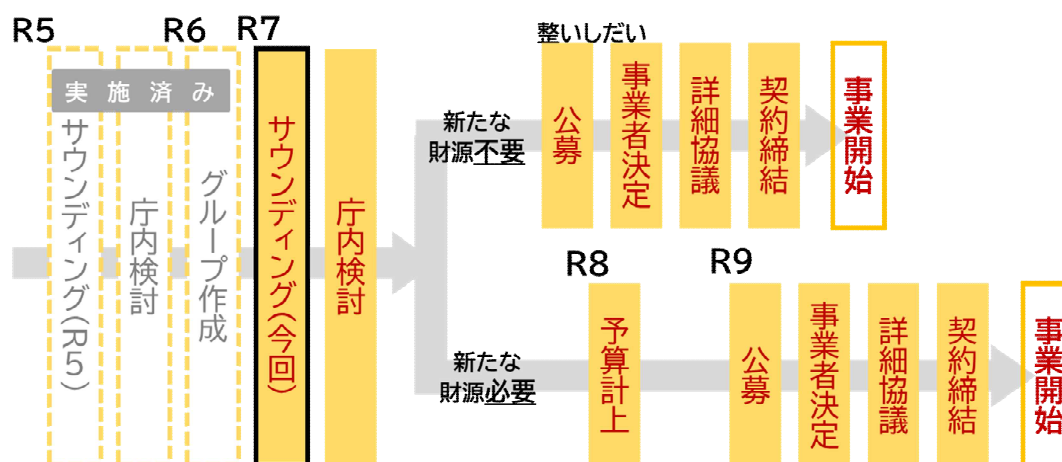
⑤ 実施手法

前回のサウンディングにおいて、ESCOやリースの提案がありました。実施手法としては、ESCO事業やリースでの更新を優先的に検討したいと考えています。③で述べたとおり、「施設毎の中規模改修工事に含めて実施」するか、「保育施設3施設をまとめて照明改修事業として実施」するかについても実施手法と関係するため、意見をいただきたいと考えています。

⑥ 維持管理について

更新後の維持管理についても事業に含められることが望ましいと考えています。

(参考)対話の位置づけと今後の事業予定



4. 対話の内容

対話において、特に伺いたい事項は以下のとおりです。可能な範囲でご意見・ご提案をお聞かせください。

- ① 対象施設は適当か(3施設一括でおこなうか、分割するべきか)
- ② 対象施設に適した手法について(例 ESCO、リース、従来型)
- ③ ①の手法における業務効果及びコストの削減について
- ④ 事業費の見込み
- ⑤ 手法ごとのコスト比較
- ⑥ 維持管理について
- ⑦ 付加価値として提案可能な内容
- ⑧ 事業化に向けたスケジュールについて
- ⑨ 事業化に向けて必要となる資料について
- ⑩ 事業化の課題・条件、市に対する要望等について
- ⑪ 利用可能な補助金について

これら以外にも、課題や、公募に関すること、配慮を望むことがあればご意見をお願いします。

5. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、今後予定されている事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

本調査協力に関する書類作成・提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権はそれぞれ参加者へ帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提供資料を使用することはありません。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

(5) 特許権など

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されるべき第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法を用いた結果生じる責任は参加者が負うものとします。

(6) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングに参加することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続中の者

- ④ 取手市暴力団排除条例(平成 24 年3月 28 日条例第 2 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当する者
- ⑤ 取手市税を滞納している者

6. 担当及び連絡先

課・担当	こども部 保育課 保育施設係(担当:永島・倉持)
所在地	〒302-8585 茨城県取手市寺田5139 取手市役所本庁舎3階
電話番号	0297-74-2141
E-mail	kosodate@city.toride.ibaraki.jp